



包括的核実験禁止条約 (CTBT) の現状と展望

堀 江 訓

北陸学院短期大学助教授

1 はじめに

包括的核実験禁止条約 (CTBT : Comprehensive Nuclear-Test Ban Treaty) の締結は、核軍縮・不拡散の分野における長年にわたる懸案事項であり、1993年にジュネーブ軍縮会議 (CD) において条約交渉の開始が全会一致で合意され、1994年度会期よりCDにおいて具体的な条約の作成作業が始まったときには、多くの国々が条約の早期成立へ向けての期待を表明した。しかし、実際の条約交渉は、「核実験を禁止するだけの単純な条約」を作るだけで、あまり手間はかからないという当初の楽観論とは裏腹に難航し、ようやく完成した条約草案もCDでは採択に失敗し、ようやく国連総会で採択されたものの、条約の内容に不満を表明する国も少なくなかった。

さらに、国連総会でのCTBTの採択後も、署名と批准のプロセスにおいて、CDでも条約草案を拒否したインドは当然のように署名を拒否し、それに対応する形でパキスタンも署名を拒否した。そのうえ上院の否決によりCTBT交渉を強力に推進してきたアメリカ自身の批准が当分の間期待できなくなるなど、現在のところ、これらの国々の批准を必要とするCTBTの早期発効は絶望的な状況だと言わざるを得ない。

本稿では、条約の目的や交渉の経緯、特徴といったCTBTの主な側面を概観したうえで、その問題点と現状及び将来の見通しを考察してみたい。

2 CTBTの目的

(1) 「核爆発実験」の禁止

CTBTの直接かつ具体的な目的は、核爆発実験を全面的に禁止することである。禁止の対象となっているのは、あくまでも「核爆発」を伴う実験であり、核爆発を伴わないコンピューターシミュレーションやいわゆる臨界前核実験等は禁止の対象には含まれていない。これは、コンピューターシミュレーションや臨界前核実験などの実験は禁止したところでこれを監視し、検証することは事実上不可能なこと、及び核兵器保有国側に核の軍事利用に関するすべての理論的な研究や実験まで禁止することは到底受け入れられないという姿勢が強かったことを考慮し、禁止の対象を「核爆発」に限定することが現実的との判断で各国の間に合意が成立したからだと言える。

「核爆発」の厳密な定義は条約には規定されていないが、これは科学的に「核爆発」を定義するのが困難であり、「核爆発」を厳格かつ狭く定義すればかえって抜け道を設けることになり、また、「核爆発」を広く包括的に定義すれば原子力エネルギーの開発に必要な基礎研究まで制限することになりかねないとして、一般的に「核爆発」を禁止する旨を規定したものである。

(2) 核兵器不拡散

CTBTの最大の目的は、前文に「核兵器の開発

及び質的な改善を抑制し...すべての側面における核不拡散のための効果的な措置となる」と謳われているとおり、核爆発実験を禁止することにより、新たに核兵器を開発、保有する国が増えることを防ごうとする核不拡散体制の強化にあると言える。核兵器を製造するために必要な基本的な情報や知識はすでに広く知られてはいるものの、実際に製造する際には、兵器としての信頼性、特に核兵器のいわば「最終兵器」としての性格を考慮すると、テストせずに配備し、自国の安全保障の切り札とすることは考えにくく、実験を禁止することは核兵器の拡散を防止するうえで有効に機能することは十分に期待できる。

(3) 核軍縮

C T B Tの目的は核爆発実験を禁止することであり、核兵器の数を減らすことではない。その意味ではC T B Tは核兵器の削減に結びつくものではなく、核軍縮への直接的な貢献を目的とした条約ではないとの指摘はある程度の説得力を持つ。しかし、すでに核兵器を保有している国々が新しいタイプの核兵器の開発を意図した場合、実際に爆発させてその性能をテストすることができないということは、やはり核兵器の開発にとっては一つの制約を科すことにはなると思われる。実際には核兵器保有国の間でも技術には格差があり、C T B Tがどの程度核兵器の質的な改善を抑制するかは一概には言えないであろうが、C T B T前文に謳われている「質的な改善を抑制し並びに高度な新型核兵器の開発を終了させる」効果もある程度は期待できると思われる。

(4) 環境問題

C T B T前文には「環境の保護に貢献し得る」旨も規定されているが、この点に関しては、例えばフランスは核実験が地下に限定されている限り、地上の環境に影響を及ぼすことはないとの公式見解を堅持してきた。水中や大気圏内での核爆発実験が場合によっては深刻な放射能汚染をもたらすことは衆知の事実であるが、果たして地下核実験による影響は

地下に限定され、人間が生活する環境に影響を及ぼすことがあり得ないかどうかについては、一部の専門家の間から実験孔の封鎖が不完全であったり、長期間経過した後で放射性のガスが地上まで浸出する可能性もあるとの指摘もあり、議論の余地があるが、核爆発自体を全面的に禁止することが、そのような環境への影響の可能性の原因自体を完全に除去することは明らかである。

(5) 「国際の平和及び安全の強化」

核爆発実験の目的の一つが、核兵器の開発や性能の維持、改善に関わる技術的なものであることは当然であるが、同時に核爆発実験には、しばしば軍事的、政治的な意図が込められている。それは抑止戦略に基づいた軍事的なデモンストレーションでもあり、国内外に対する政治的な威信の発露であることもある。そのような武力の誇示競争的な性格を持つ核爆発実験を禁止することは、国際間の緊張緩和にとっては好ましいことである。また、各国がC T B Tに加盟することにより、核軍縮や核不拡散に対して新たに追加的な義務を受諾することは、これも国際間の緊張緩和に貢献すると考えることができる。

(6) N P T延長への貢献

C T B Tの条文では当然のことながら直接言及されていることではないが、C T B Tの大きな目的の一つが、1995年の核不拡散条約(N P T)の再検討・延長会議に際して、N P Tの無期限延長を促すために、核軍縮における具体的な成果を提示することであった。現実にはN P T再検討・延長会議までにC T B T交渉は成立には至らなかったものの、ある程度の進展を見せ、N P Tの無期限延長決定と同時にC T B T交渉の具体的な期限を明記した「核軍縮と核不拡散の原則と目標」を採択したことは、激しく意見の対立したN P Tの延長に関し、無条件での無期限延長に反対する国々に対する一定の説得材料となったと考えられる。

3 C T B T 成立の背景

(1) 技術的理由

C T B T の交渉過程において、世界で最初に核実験の全面禁止を提案したのはインドであったことをインドが繰り返しアピールしたように、C D や国連総会において従来 C T B T の交渉推進を主張してきたのは主に非同盟諸国であり、それに対して核兵器保有国が主に核兵器の開発や維持のために核爆発実験は不可欠であるとして反対してきたのである。現在でも、アメリカ上院における C T B T の審議で C T B T 批准反対派の主張のように核実験の継続は核戦力の保持に必要であるとの意見も依然として根強い。しかし、核兵器保有国の間で、臨界前核実験やコンピューターシミュレーションの活用により、核兵器の維持・管理やある程度の改良は技術的に可能になったという見解が共有されるようになったことが C T B T 交渉の推進へと核兵器国の方針を転換させる大きな理由の一つとなったことは明らかである。

(2) 冷戦の終了

かつての冷戦下での米ソの間の激しい質量両面における核軍拡競争は、ソ連の崩壊と冷戦の終了による米口間の緊張緩和と戦略核兵器の軍縮促進ムードにより一応の終止符が打たれた。米口間における核軍縮交渉は現在第二次及び第三次戦略兵器削減条約 (S T A R T 、 条約) 交渉や米の国家ミサイル防衛 (N M D) 配備と対弾道ミサイル (A B M) 条約の改正問題などをめぐって意見が対立し、停滞気味ではあるものの、米口間においてただちにかつてのような軍拡競争が再開されるような状況にあるとは考え難く、技術的にも政治的にも相互を意識しての核実験を継続する必要性は大幅に低下したとすることができると言える。

(3) 核拡散の可能性

米ソ間での軍事的な緊張に替わって、特に米国でもっとも深刻な安全保障上の脅威と見なされるよう

になったのが、核兵器を含む大量破壊兵器の拡散問題である。特に米国が「ならず者国家 (rogue states)」と呼ぶ国々が、大規模な戦力ではなくとも、少数の大量破壊兵器とその運搬手段を保有するようになれば、テロ的な攻撃もしくは威嚇を行う危険性が高いとして、大量破壊兵器とその運搬手段の不拡散体制の強化を安全保障における優先事項として重視するようになった。その不拡散体制強化策の一環として米国が C T B T 交渉推進へ向けての方針転換を行ったことは、従来 C T B T 交渉に消極的であった核兵器保有国側の姿勢を変える直接のきっかけとなった。

(4) N P T 延長交渉

すでに C T B T の目的ですでに述べたように、N P T の延長をめぐり、無期限延長を主張する米英仏口の核兵器保有国及び西側先進諸国と無条件での無期限延長に反対する非同盟諸国を中心とする国々との間で、核軍縮の具体的な成果に関して激しい対立があり、核軍縮に関して核兵器保有国から具体的な譲歩を引き出したい国々と、具体的な成果を示して N P T の無期限延長を確保したい国々との間で成立した妥協の一つが C T B T の交渉期限の明記であった。このことは N P T 延長会議に参加した国々が事実上 C T B T 交渉促進について文書で確認する効果を持つものであったと言える。

4 C T B T の特徴

(1) 条約の対象範囲

C T B T の最大の特徴は、第 1 条に規定されているように、締約国に対し、核兵器の爆発実験を含むすべての核爆発実験の実施及びそれらの行為への参加や奨励を禁止し、さらには自国の管轄下において核爆発実験が行われることを防止する包括的な義務を負わせていることである。これは、包括的な義務を規定することにより、C T B T に非加盟の国を利用して核爆発実験を実施するような「抜け道」を予めふさいでおこうとするものである。

この禁止の対象には、「他の核爆発」という言い方

で、軍事目的に限らず、いわゆる「平和的核爆発」も含まれている。平和目的の核爆発の禁止は、NPT第5条に規定されている平和目的の核爆発が実際に実施されたことはなく、核爆発の平和利用の有効性は極めて疑わしいことと、平和目的と軍事目的の核爆発実験の区別は実際上不可能であることが理由となっている。

ただし、CTBTの禁止対象はあくまでも「実験」であり、核兵器の実戦における使用に関してはCTBTの規定は無関係であり、核兵器の国際法上の合法性について否定するものでも肯定するものでもないとの解釈が主に核兵器保有国から出され、この見解について公式に反論している国は現在のところ見受けられない。

(2) 発効要件

次にCTBTが条約として持っている特異な点は、第14条に規定している発効要件である。CTBTは第14条1項で、条約の付属書2に列記されているCDでのCTBT交渉に参加し、国際原子力機関(IAEA)に「動力用原子炉」または「研究用原子炉」の保有国として登録されている44ヶ国すべてが批准した時に発効すると規定している。これは、核兵器保有国すべてが核実験の禁止に合意することがCTBTの実効性を確保するうえで不可欠であることは言うまでもないが、同時に現在もしくは近い将来核爆発実験を実行できる技術的な可能性を持つ国も網羅的に含めることにより、CTBTを不拡散体制としてもできる限り完全なものとするを意図したものである。

条約の対象となる国々が限定されている地域的な条約などの場合には、条約の発効に必要な批准国を具体的に定義することはあるものの、すべての国を対象とする普遍的な条約の場合には発効に必要な批准国数を規定する方法が一般的であり、44ヶ国も具体的な国名を列記し、そのすべてによる批准を発効の条件とするような条約は異例である。もちろんCTBTの目的を考えれば、これら44ヶ国によ

る批准を確保することは条約の有効性を確保するうえで重要であることは間違いないが、同時にこのような規定は44ヶ国に対してCTBTの発効に対する拒否権を与えることでもあり、条約の発効を著しく困難にする可能性も強い。

実際にCTBT第14条2、3、4項では、CTBTが各国の署名のために開放されてから3年を経過した後も発効しなかった場合には、状況を検討すると共に未批准国に批准を促す方法を検討するためにすでに批准した国々による批准国会議を開催する旨を規定している。これは起草段階ですでに条約の早期発効が困難になる場合を予め想定して作業していたことを示すものであり、条約の中に条約が発効しなかった場合の措置を盛り込んでおくという、あまり一般的ではない方法をあえてとらざるを得なかったものだったと考えられる。

(3) 検証システム

さらにCTBTには、部分的核実験禁止条約(PTBT)には含まれていなかった検証に関する詳細な規定と、検証を実施するのに必要な組織に関する規定が含まれている。これはPTBTが締結された時代には、PTBTで禁止した大気圏内、宇宙空間及び水中で核爆発実験を行った場合、PTBTに加盟する各国の施設で容易に探知可能であったことから、PTBTでは独自の検証体制は設けられなかったのである。これに対し、CTBTでは禁止の対象に探知しにくい地下核実験が含まれたことと、核爆発を秘匿する技術が発達したことから、独自の検証システムの必要性が生まれたのである。

また、探知しにくい地下核実験などを監視するためには、各国内に探知ステーションを設置したり、核爆発が実施された疑いが高い場合には現地査察を行う必要もあり、これらの検証方法を締約国が相互に実施するのは実際上不可能であり、どうしても独自に検証を担当する組織を設けることは、CTBTの実効性を確保するうえで不可欠であると考えられたのである。また、検証に必要な技術や財源を持つ

一部の先進工業諸国が検証手段を独占するのではなく、公平、中立的な立場の国際機構がCTBTの検証を担当する方が望ましいとする意見も開発途上諸国を中心に幅広く支持された。その結果、CTBTには検証を担当する独自の国際機構が設置されることになった。

具体的には、違法な核爆発実験を監視するために、主に地下核実験を地震波により探知する地震探知網、核爆発で大気中に放出される放射性降下物の分析ステーション網、海中での核爆発を探知する水中音探知網、そして大気中での核爆発を探知するための微気圧変動探知網の4つの国際監視ネットワークが設置されることになっている。そして、これらの各探知ステーションから得られたデータは、ウィーンに設置されるCTBT機関の技術事務局に属する国際データセンターに送られ、そこで処理、保存、及び各締約国への伝達が行われることになっている。ただし、国際監視ネットワークから得られたデータの解釈は締約国の責任であり、技術事務局は収集したデータが核爆発を意味するかどうかの判定は行わないことになっている。

国際監視ネットワークから、違法な核爆発実験が実施された疑いのあるデータが発見された場合、疑いを抱いた国は、CTBT機関の執行理事会に対し、現地査察の要請を行うことができる。その際には、国際監視ネットワークから得られたデータだけでなく、自国が国際法上認められている手段で入手したデータも併せて根拠として使用することが可能である。執行理事会では、理事国51ヶ国のうち、30ヶ国以上の賛成が得られればただちに現地査察が実施されることになっており、締約国は査察の受け入れを拒否することはできず、必要なアクセスを提供する義務を負っている。これは、国際機構による国内への立ち入り査察に際して、締約国には拒否権を認めないということで、現地査察の発動そのものは執行理事会の決定であるが、化学兵器禁止条約(CWC)と同じようにかなり強い権限を国際機構に与えていると言える。

このようなCTBTの検証制度に対しては、その信頼性と精度が十分ではなく、密かに核爆発実験を実施することは技術的に可能であるとの批判もあるが、もとより100%完全な検証システムなどというものは不可能であり、条約違反を効果的に抑止するに足りるだけの監視密度があれば、費用対効果も考慮し、それで十分であるとの主張も強く、結局このような検証システムが合意されたのである。現実には、検証システムに利用されている技術が、当初の想定よりも高度なものとなったため、交渉時に考えられていたものよりも、CTBTの検証システムの精度はかなり向上し、監視を逃れて違法な核爆発実験を実施するのは相当困難になっていると言われている。また、技術の発展に伴い、検証システムのあり方については、条約の運用検討会議において定期的に再検討する旨も規定されている。

5 CTBTの問題点と現状

CTBTの交渉時において最後まで未解決の問題として残り、結局CDでの採択を不可能にした問題が、条約の発効要件であった。条約の付属書2に列記されている44ヶ国による批准を発効の要件としているため、1ヶ国でも未批准のうちはCTBTは発効しないのである。現在のところ、44ヶ国のうち未署名なのは、CDでCTBT草案に反対したインドと、他にパキスタンと朝鮮民主主義人民共和国の3ヶ国であり、現在のところこれら国々が署名、批准する見通しはたっていない。また、署名したものの批准していない国は、まだ11ヶ国残っており、その中には、米国や中国、イラン、イスラエルなどが含まれている。現在までのところ、総数としては、160ヶ国が署名しており、そのうち66ヶ国が批准も済ませている。

未批准国に関しては、特に米国上院による批准拒否と、インド、パキスタン、イスラエルのNPT未加盟国及びIAEAによる査察が履行されていない朝鮮民主主義人民共和国の問題が、CTBTの発効へ向けて深刻な障害であるとして一般に認識されて

いる。米国については、上院における投票で、民主党と共和党の間での様々な問題との関係もあり、反対多数で一度否決されており、当分批准される可能性はないように見える。しかし、C T B Tだけではなく、関連する諸問題を含めて今後民主党と共和党の間の駆け引きがどのように進展するのか、また、次期大統領がどちらになるのか、状況は極めて流動的であり、現時点で今後の動向を予測することは困難である。

インド、パキスタンに関しては、国連総会におけるC T B T決議採択後に、国際的な批判を覚悟の上であえて核実験に踏み切り、C T B Tについても現時点で批准する目処はたっていない。特にインドは、インドの合意が無いままで発効に必要な批准国のリストにインドが記載されたのは主権の侵害であるとしてC T B Tに一貫して反対してきた経緯から、依然としてC T B Tに対する否定的な態度を維持している。ただし、インド、パキスタン共に必要な核爆発実験は終了したとの立場から、核爆発実験を再開する予定はないことを表明しており、事実上核爆発実験の停止には応じる姿勢を見せるようになってきている。

朝鮮民主主義人民共和国とイスラエルに関しては、やはり情勢は不透明ながら、朝鮮半島における南北首脳会談や米朝協議等を経て、朝鮮半島における緊張緩和が順調に進展すれば、すぐに批准を求めることは困難であっても、C T B Tに関してもいずれ柔軟な姿勢を引き出せる可能性はあると思われる。イスラエルに関しては、C T B Tを拒否するような姿勢を示すことはないものの、特に現地査察の受け入れなどに関して極めて慎重な姿勢を見せており、今後の中東情勢の推移と、イスラエル国内における安全保障に関する議論の展開により、C T B Tに対してどのような方針を打ち出すのか、現時点で予想することは困難である。

これらのC T B Tの実効性を確保するうえで極めて重要な国々以外にも、いまだに批准していない国々が存在していることも指摘されなければならない。

い。44ヶ国の中に1ヶ国でも批准していない国があればC T B Tは発効しないことには変わりはない。うえに、C T B Tを本当に普遍的な条約とするためには、さらに多くの国々による批准が必要である。国連総会での圧倒的賛成多数によるC T B Tの採択にも関わらず、C T B Tの批准に対してさほど熱心ではない国々が存在していることは見落とすわけにはいかない。C T B Tに対して反対ではないものの、特に大きな関心を払わない国も少なくないのである。

その理由としては、すでにN P Tが非核兵器国には核爆発実験を全面的に禁止している以上、C T B Tによって実質的に規制される対象国は5核兵器保有国とN P Tに未加盟国の少数の国であり、それらの国々と安全保障上あまり密接な関係を持たない国々にとっては、実はC T B Tにより得られる具体的なメリットが乏しいということがある。N P Tによりすでに保障されている利益に上乗せして期待できる利益が極めて小さいにもかかわらず、新しい義務と分担金だけが追加されるのではないかという疑問を提示する国もある。また、C W CやI A E Aの保障措置とは異なり、C T B Tを拒否することがただちに関連物資の貿易制限等の不利益をもたらすわけでもないことが、より一層の無関心を生み出しているとも言える。さらに、N P Tの延長問題との関係で、主に西側先進工業諸国がC T B T交渉を熱心に推進したことも、開発途上諸国の中でC T B Tに対するある種の感情的な反発を引き起こしてしまったという背景もあるであろう。いずれにしても、あまり目立たない国々の中でC T B Tへの無関心が存在していることは指摘されなければならない。

6 おわりに：批准促進へ向けて

1999年10月にウィーンで開催されたC T B T第14条に基づく第一回の批准国会議においては、多くの関係者が予想したとおり、未批准国の批准促進に関しての効果的な手段は提案されず、未批准国に対して批准した国々が地道に働きかけるべきことを確認するに止まった。核爆発実験の停止自体に関

しては、インド、パキスタンが実験のモラトリアムを宣言して以来、当面核爆発実験を実施する国が現れることはほとんど考えられず、とりあえずCTBTの当初の目的は達成されたかに見える。しかし、CTBTの目的と特徴を考えるならば、核爆発実験の再開が事実上困難になったことをもって、CTBTの発効の重要性が薄れたと考えるのは誤りであろう。核爆発実験の持つ意味を考えれば、やはり核爆発実験は、関係国が自発的に停止するだけでは十分ではなく、国際社会において法的に禁止されることにより、初めて効果的に不拡散や軍縮、信頼情勢に関する基盤が強化されると各国が認識したからこそ、CTBTという条約が起草されたのである。

特に核爆発実験の停止に対する関係国のコミットの信頼性は、どれだけ客観的に検証可能かという点が重要である。この点で、CTBTが発効しない場合、現在CTBT準備委員会と暫定事務局によって整備が進められている、CTBT機関に設けられる予定になっている国際監視ネットワークをどのように扱うのか、大きな問題となるであろう。これは、核爆発実験の禁止を、核兵器保有国による自発的なモラトリアムの宣言ではなく、検証制度を伴った法的な枠組みによって保障しなければならないとする、CTBT交渉の原点に関わる問題である。この原点を忘れるわけにはいかない。

それでは、日本を含め、すでにCTBTを批准した国々が何をすべきかと考えると、その選択の幅は、批准国会議の結論からも明らかなように、あまり大きくはない。例えば米国による批准を促進するために具体的に日本ができることは、米国政府に早期批准を促す以外に、ほとんど無いであろう。また、インド、パキスタン、イスラエル、朝鮮民主主義人民共和国に対しては、それぞれ南アジア、中東、朝鮮半島における緊張緩和と安定に貢献し、CTBT批准を促すような環境を醸成するという、長期的かつ間接的な方法をとらざるを得ないであろう。これらの国々に対して援助や貿易と絡めて経済的な圧力をかけるという方法は、インド、パキスタンの核実験

に対する日本の対応からも明らかなように、核兵器の拡散に対する日本の基本的な姿勢を示すという点では必要であっても、具体的な効果を期待することは困難であると思われる。

しかし、CTBTに対してあまり大きな関心を払っていない国々に対する働きかけは、ある程度効果を期待できるのではないかと思われる。早期の批准を取り付けるのが困難な国々に対する働きかけはもちろん長期的に継続する必要があるが、同時にCTBTの批准に対して特に困難があるわけではない国々に対し、日本が積極的に働きかけ、可能ならば何らかのインセンティブを提供することにより、批准を取り付けることは意外に容易な場合もあるのではないだろうか。この点では、いち早く日本がCTBTの未批准国に対して組織的に働きかけを始め、「CTBTのセールスマン」という異名を一部で得るまでになったことは特筆に値すると言わなければならない。確かに米国やインド、パキスタンのような国々がCTBTに批准しない限りCTBTは発効しないうえ、その実効性も疑問であることは間違いない。しかし、もし大多数の国々がCTBTを批准し、極めて少数の国々だけがCTBTの枠組みから取り残されるという構図が成立すれば、それは批准を促す大きな圧力として働くことも期待できるであろう。

残念なことに、現時点でCTBTの早期発効を望むことは事実上不可能であるといわざるを得ない。しかし、それはCTBT自体の重要性を否定するものではない。そして、CTBTをこのまま放置しておくことも、核不拡散や核軍縮、信頼情勢などの観点から決して望ましいことではない。そこで、当然の結論ではあるが、まずは1ヶ国でも多くの国々から批准を得られるよう、地道な努力を積み重ねることにより、CTBTの批准国としての日本の姿勢を国際社会に示し続けると同時に、すこしでも国際社会におけるCTBT発効待望論を高めるように各国に働きかけることが重要であると考えられる。

UNGA/50/PV.123, p.5, p.9, p.17.; UNGA/50/PV.124, p.1, p.4, p.5, p.11, p.13, p.14.; UNGA/50/PV.125, p.2, p.6.

堀江訓「核実験の禁止」黒沢満編『軍縮問題入門第2版』、63頁。

梅本哲也「米国におけるCTBT批准審議」、5-6頁。

「前掲論文」、4-5頁。

CTBTの検証制度の詳細と評価については、竹内俊隆「印パの核爆発実験と地震波による検証：CTBTの検証体制不備説をめぐって」『大阪外大論集第21号』を参照。

2000年6月2日、(財)日本国際問題研究所におけるホフマンCTBT準備委員会事務局長の懇談会における発言。

2000年10月5日現在。

米上院におけるCTBT批准審議の流れに関しては、梅本前掲書を参照。

2000年6月2日、(財)日本国際問題研究所におけるホフマンCTBT準備委員会事務局長の懇談会における発言。

参考文献

黒沢満編著『軍縮問題入門第2版』東信堂、1999年。

黒沢満『核軍縮と国際平和』有斐閣、1999年。

黒沢満『核軍縮と国際法』有信堂、1992年。

浅田正彦「NPT延長会議における無期限延長の決定」『岡山大学法学会雑誌』、第45巻第1号、1995年。

梅本哲也「米国におけるCTBT批准審議」『軍縮・不拡散問題シリーズ』、No.3、(財)日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター、2000年。

植田隆子「ジュネーブ軍縮会議における核実験全面禁止問題」、日本国際政治学会編『転換期の核抑止と軍備管理国際政治90』有斐閣、1989年。

黒沢満「包括的核実験禁止条約の基本的義務」『阪大法学』、第47巻第4・5号、1997年。

竹内俊隆「印パの核爆発実験と地震波による検証：CTBTの検証体制不備説をめぐって」『大阪外大論集第21号』、1999年。

竹内俊隆「包括的核実験禁止条約の交渉経緯と三つの争点」『貝田守教授停年退官記念論文集』、1998年。

堀江訓「核軍縮・不拡散における普遍性と差別性：CTBT第一四条をケースとして」『北陸学院短期大学紀要第29号』、1997年。

堀江訓「ジュネーブ軍縮会議(CD)と国連総会との関係に関する一考察：CTBT交渉の成立をケースとして」『北陸学院短期大学紀要第31号』1999年。

York, Herbert F., "The CTBT and Beyond", UNIDIR/94/42.

Dembinski, Ludwik, "The Negotiating Environment and Result of the Negotiations in 1995", *DISARMAMENT*, Vol. XVIII, No. 3, UN, 1995.

Ledoger, Stephen, "The Urgency of Completing the Test-Ban Treaty", *DISARMAMENT*, Vol. XVIII, No. 3, UN, 1995.

Ramaker, Jaap, "The Organization and Legal Provisions of the Treaty", *DISARMAMENT*, Vol. XVII, No. 3, UN, 1995.

"The Nuclear Test Ban Treaty Implementation", *UN Disarmament 1996: Disarmament at a Critical Juncture*, 1996.

CD/1425.

CD/1427.

UNGA/50/PV.123.

UNGA/50/PV.124.

UNGA/50/PV.125.

(財)日本国際問題研究所

軍縮・不拡散促進センター

〒100-6011

東京都千代田区霞が関3-2-5

霞が関ビル11F

Tel: 03-3503-7558 Fax: 03-3503-7559

<http://www.ijnet.or.jp/JIIA-CPDNP/>

©Center for the Promotion of Disarmament and Non-Proliferation, Japan Institute of International Affairs